

滋賀県よろず支援拠点成長志向企業伴走支援事業 実施要領

(事業の目的)

第1条 本事業は、滋賀県よろず支援拠点(以下「甲」という)が、県内の成長を志向する中小企業者を対象に、ニーズの発掘等を積極的に行い、中長期的な伴走支援を実施するとともに、他の支援機関とも相互に連携を深めることで、地域一丸となって共に支援していく体制の構築を図ることを目的とする。

(対象企業者)

第2条 滋賀県内に事業所を有する下記(1)～(4)のすべてを満たしていること。かつ(5)～(8)のいずれかを満たしていることが望ましい。

- (1)中小企業基本法の「中小企業」に該当する法人であること。
- (2)経営者の成長志向が強いこと。
- (3)コンプライアンスを実践していること。
- (4)滋賀県よろず支援拠点と信頼関係を構築し、継続的に課題解決に向けて取り組む意思があること。
- (5)従業員数や売上高の目安。
年商1億～5億円、従業員数30人以上(製造業)、20人以上(サービス業)
- (6)独自の強みを持っていること(海外展開の可能性ある、CO₂ネットゼロ取組企業等)。
- (7)経営者を取り巻く体制が充実していること。
- (8)地域貢献への強い取り組みをしていること。
- (9)甲からの支援を受けるにあたり適切と判断できること。

(対象事業)

第3条 甲は成長志向企業支援チーム(以下「支援チーム」という)を組織し、中小企業者の、ありたい企業の姿、成長ビジョン、ありたい企業を目指すにあたっての本質的な課題、当面の課題などについて言語化し、その認識を中小企業者と共有する。

2 第2条第1項(1)～(8)を満たし、当事業による支援を希望する中小企業者(以下「申請者」という)は、次の(1)～(4)いずれかの成長へ向けた取組みを実施すること。

- (1)事業規模(売上高、経常利益、従業員数等)の前年対比増
- (2)販路拡大(海外展開、国内展開、マーケットシェア等)
- (3)資本金(資本金、株式上場、特許取得、新商品開発等)の増強
- (4)その他目指す取組

3 企業支援チームによる継続した伴走支援を受けることにより、前項に記載したいずれかの成長および成果が期待できること。

(申請方法)

第4条 申請者は、「滋賀県よろず支援拠点成長志向企業伴走支援事業 申請書」(様式第1号)に必要な事項を記入し、甲に提出する。

(事業の採択・通知)

第5条 事業の採択は、別に定める選定委員会において、申請書の内容に基づき、採択の可否を判定し(条件等ある場合は付して)申請者へ通知する。

なお、採択件数については、予算の定める範囲とする。

2 採択の決定を受けた者(以下「乙」という)は、通知を受け取った日から速やかに、採択決定の内容またはこれに付された条件を確認のうえ、支援申請書(様式第2号)を提出しなければならない。

(支援内容)

第6条 甲は、乙に対して次の支援を実施する。

- (1) 支援チームが、乙の課題解決へ向けた専任の相談員として対応。
- (2) 乙の目指す姿を達成するための支援計画書の作成支援。
- (3) 作成した支援計画書の指標達成へ向けた定性目標の設定支援。
- (4) 乙の取組みに必要な各種伴走支援の提供。
- (5) その他必要と認められるもの。

(支援期間)

第7条 乙に供する前条(1)～(5)の支援期間は、第5条2項に記載する支援申請書を甲が受理した日から令和5年2月28日までとする。

(申請の取下げ)

第8条 乙は、採択決定の内容またはこれに付された条件に不服があり支援の申請を取り下げようとするときは、採択決定通知を受けた日から10日以内に、その旨を記載した申請取下げ書(様式第3号)を甲に提出しなければならない。

(計画変更・中止等の承認)

第9条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ計画変更・中止申請書(様式第4号)を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 採択の全部若しくは一部を変更または中止しようとする場合。
- (2) その他甲が必要と認める場合。

(遂行状況の報告等)

第10条 甲は必要に応じて乙から事業の進捗状況について報告を求め、または調査することができる。

2 甲は、乙より提出のあった報告書等により、その事業が支援決定の内容に従って遂行

されていないと認められるときは、乙に対し、適正な事業執行を指示することができる。

3 甲は、乙が前項の指示に従わないときは、乙に対し当該支援事業の一時停止または停止を指示することができる。

(実績報告書)

第11条 乙は、採択を受けた支援期間が終了したとき（採択事業の変更または中止の承認を受けたときを含む。）は、終了の日から起算して10日以内に実績報告書（様式第5号）を甲に提出しなければならない。

(採択事業の公開)

第12条 甲は、本事業について、必要があると認められるときは、その事業の情報（乙の名称、事業の概要等）を公開することができる。

(成果発表等)

第13条 甲は、本事業により行った成果について、乙に対し、成果について発表させることができる。

(補 則)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要事項については別に定めるものとする。

付 則

この要領は令和4年6月1日から施行する。